

# 退院後について～このような選択肢があります～

## 病院

### 医療療養型病床

- ・費用：医療費・食費は変わらないが、保険外費用はそれぞれ異なる  
原則65歳以上の方は別途370円/日負担（光熱水費）
- ・条件：医療区分1～3（※）とADL区分を見て入院基本料が決まる
- ・リハビリ：上限13単位/月

※医療区分とは？

|       |  |
|-------|--|
| 医療区分3 | <p>【疾患・状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スモン ・医師及び看護師により、常時監視・管理を実施している状態</li> </ul> <p>【医療処置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間持続点滴 ・中心静脈栄養 ・人工呼吸器 ・ドレーン法</li> <li>・胸腹腔洗浄・発熱を伴う場合の気管切開、気管内挿管</li> <li>・感染隔離室における管理 ・酸素療法（酸素を必要とする状態かを毎月確</li> </ul>  |
| 医療区分2 | <p>【疾患・状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・筋ジストロフィー ・多発性硬化症 ・筋萎縮性硬化症</li> <li>・パーキンソン病関連疾患・その他の難病（スモン除く）</li> <li>・脊髄損傷（頸髄損傷）・慢性閉塞性疾患（COPD）・褥瘡 ・せん妄</li> <li>・疼痛コントロールが必要な悪性腫瘍 ・肺炎 ・尿路感染症</li> <li>・リハビリテーションが必要な疾患が発症して30日以内 ・体内出血</li> <li>・脱水かつ発熱を伴う状態 ・頻回の嘔吐かつ発熱を伴う状態</li> <li>・うつ病 ・末梢循環障害による下肢末端開放創 ・暴行が毎日見られる状態</li> </ul> <p>【医療処置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・透析 ・発熱又は嘔吐を伴う場合の経腸栄養 ・喀痰吸引（1日8回以上）</li> <li>・気管切開 ・気管内挿管のケア ・頻回の血糖検査</li> <li>・創傷（皮膚腫瘍・手術創など）</li> </ul> |
| 医療区分1 | 医療区分2・3に該当しない者   |

※ADL区分とは？

ベッド上の可動性（寝返り、起き上がり、身体の位置の調整など）  
 移乗（座る、立ち上がり）  
 食事（食べたり、飲んだりの状態）  
 トイレの使用（排泄後の始末、おむつの替え、衣服を整える等）  
 4つの項目でレベルを評価し、各項目0～6点の範囲で点数をつけます。

|           | ADL区分1 | ADL区分2 | ADL区分3 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 介護の必要度（点） | 0～10   | 11～22  | 23～24  |
| 状態        | →      | →      | 寝たきり   |

### 障害者施設等

#### 一般病棟

重度の障害や難病等をもっている人を対象に治療を行う

#### 特殊疾患病棟

脊髄損傷による重度障害者や重度の意識障害者、筋ジストロフィーまたは神経難病を罹患している人などに対して長期の療養や介護を行う所です。

#### 地域包括ケア

#### 病棟

入院期間は最大60日で病状や状況に応じて医師が判断。  
 検査・リハビリテーション、在宅復帰支援を必要とする人が対象

## 在宅

### ※障害者総合支援法（介護保険以外の方）によるサービス利用

- ①障害者総合支援法の申請を行う
- ②計画相談員の選定を行う
- ③計画相談員と相談しながらサービス調整を行う  
 〈障害者総合支援法サービス内容〉
  - ・ホームヘルパー・ショートステイ・デイサービス・日常生活用具の支給など
  - 〈医療保険のサービス〉
  - ・外来受診、訪問診療・訪問看護（リハビリ含む）など

### ※介護保険（40歳～特定疾病の方、65歳以上の方）によるサービス利用

- ①介護保険の申請を行う
- ②ケアマネジャーの選定を行う
- ③ケアマネジャーにサービス調整依頼を行う  
 〈サービス内容〉
  - ・ホームヘルパー・訪問看護・住宅改修・ショートステイ・デイケア・デイサービスなど

## 施設

### 障害者総合支援法

- ※ 障害者支援施設（旧身体障害者療護施設）
  - ・原則障害支援区分4以上
  - ・待機期間が数年かかることが多い
  - ・医師が常駐しておらず、医療処置や通院治療が必要な方は制限されることが多い
  - ・入所相談は行政地域により異なる。
- ※ グループホーム（条件など多種多様）
- ※ 障害児入所施設「医療型」「福祉型」
  - ※旧 重度心身障害児施設・肢体不自由児施設
- ※ 自立訓練・就労支援施設（施設により通所・入所が異なる）

### 介護保険

- ※ 老人保健施設
  - ・要介護1以上の方が対象
  - ・待機期間が数ヶ月かかることが多い
  - ・医師が常駐しておらず、医療処置や通院治療が必要な方は制限されることが多い
  - ・入所相談は担当ケアマネジャーと進めていく。
- ※ 介護医療院：医学並びに日常生活上の世話をを行う事を目的とする施設
- ※ 特別養護老人ホーム（待機数年単位）
- ※ 有料老人ホーム（費用負担や条件など多種多様）
- ※ サービス付き高齢者向け住宅（費用負担や条件など多種多様）

### 労災保険

- ※ 労災特別介護施設（exケアプラザ四街道）



千葉療護センター

ご相談のある方は、医療福祉相談室の担当MSWへご相談ください。

千葉療護センター 医療福祉相談室 令和3年 3月